



平成 26 年 6 月 11 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 小松 裕介  
(コード番号 6819)  
問い合わせ先  
経営企画室 岩井 俊輔  
電話番号 03-5786-3900

## 当社株主に対する議決権行使禁止の仮処分の申立てに関するお知らせ

当社は、当社株主である個人株主（以下「当該個人株主」という）、ロイヤル観光有限会社（以下「ロイヤル観光社」という）及び東拓観光有限会社（以下「東拓観光社」という）に対して、本日、東京地方裁判所におきまして議決権行使禁止の仮処分命令の申立て（以下「本申立て」という）を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本申立ての内容

当社は、当社株主である当該個人株主、ロイヤル観光社及び東拓観光社（以下まとめて「当該株主グループ」という）に対して、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の当社第 39 期定時株主総会における当該株主グループによる議決権行使に関して、本日、東京地方裁判所におきまして議決権行使禁止の仮処分命令の申立てを行いました。

本申立ては、当該株主グループによる議決権行使が、当社株主全体の共同の利益を害する権利濫用であることが明らかであるため提起いたしました。

#### 2. 本申立ての対象となる当該株主グループの概要

- (1) 氏 名 個人株主であるため氏名の開示は控えさせていただきます。
- (2) 住 所 東京都世田谷区

- (1) 名 称 ロイヤル観光有限会社
- (2) 本店所在地 広島県広島市中区広瀬北町 3 番 36 号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 瀬川 洋幸

- (1) 名 称 東拓観光有限会社
- (2) 本店所在地 広島県広島市中区広瀬北町 3 番 36 号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 山田 孝義

平成24年5月21日付「当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ」、同年6月29日付「当社子会社による根抵当権設定登記抹消に関する訴訟の提起に関するお知らせ」及び同年12月28日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社及び当社子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾート（平成26年3月期決算において当社グループの売上比率において82.47%を占めている当社グループの中核子会社、以下「SPR社」という）

は株式会社ケプラム（東京都新宿区歌舞伎町一丁目1番5号、代表取締役：木村竹志、以下「ケプラム社」という）との間で、静岡地方裁判所沼津支部において、担保不動産競売開始決定事件（平成24年（ケ）第77号、以下「本競売」という）、根抵当権設定登記抹消登記等請求事件（平成24年（ワ）第363号、以下「本訴」という）及び取立債権請求事件（平成24年（ワ）第674号）の合計3事件が係属中です。

当該個人株主については、本訴においてケプラム社は当該個人株主が「実質的なオーナーである会社であること」を認めており、またケプラム社と後述するヘラルドトレーダーズ株式会社（東京都世田谷区池尻一丁目11番7号、代表取締役：趙裕燦、以下「ヘラルド社」という）との間の根抵当権移転登記抹消登記等請求事件（東京地方裁判所平成23年（ワ）第17793号、以下「別訴」という）において当該個人株主自身も「株式会社ケプラム等いくつかの会社のオーナー的立場にあるもの」と訴訟記録によれば陳述しております。

ロイヤル観光社については、当該個人株主及び当該個人株主の親族が取締役に就任しております。

東拓観光社については、当該個人株主の親族が取締役に就任しております。

ロイヤル観光社及び東拓観光社は、平成25年4月3日付「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当該個人株主を含めず両者のみを共同保有者として、同月2日付で大量保有報告書及び大量保有報告書（変更報告書）を提出しています。

### 3. 本申立てを行うに至った経緯

平成24年5月21日付「当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、S P R社が静岡県伊東市に所有する伊豆シャボテン公園等の不動産（以下「対象不動産」という）は、対象不動産の根抵当権者と称するケプラム社より本競売を申立てられております。同年6月29日付「当社子会社による根抵当権設定登記抹消に関する訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、本競売の対象不動産にかかるケプラム社の前の根抵当権者はヘラルド社でした。しかしながらヘラルド社の株主総会決議等不存在確認請求事件（東京地方裁判所平成20年（ワ）第32643号）で確定しております不実登記されたヘラルド社の代表者が、ケプラム社に対して、平成20年4月1日付で貸付債権等売買契約（以下「本件債権譲渡」という）を行いました。そこでケプラム社とヘラルド社との間で本件債権譲渡をしたことは無効であるとして別訴を行っておりましたところ、平成24年4月13日付で両社が訴訟上の和解（以下「本件和解」という）をし、本件債権譲渡を追認したことから、ケプラム社が対象不動産の根抵当権者であると称するに至っております。これに対して、S P R社は、そもそも本件債権譲渡は不実登記されたヘラルド社の代表者が締結した契約であるため無効であり本件和解による本件債権譲渡の追認の効力はS P R社には及ばない、また対象不動産にかかる被担保債権は消滅時効が完成していると主張し、本訴を提起しております。

本競売及び本訴は現在も進行しておりますが、本訴については、一部の報道機関から報道がなされておりますとおり、上記のとおり消滅時効を主張しているS P R社は、ケプラム社が提出した「債務及び根抵当権承認書」等の複数の証拠書類について偽造を主張しており、それに対してケプラム社は同証拠書類の一部にかかる主張を撤回するなどして進行しております。

また本競売によって、本競売申立て前まで当社グループは金融機関から融資を受けておりましたが金融機関からの借入が不能となり、また一連の係争に対する多額の訴訟費用の支出が余儀なくされるなど資金調達コストの上昇並びに多額の経費が、直接的に当社の企業価値及び株主価値の毀損をしております。さらに本競売は本競売完了による当社の事業廃止・上場廃止リスクを惹起させているだけでなく、当社の経済的・社会的信用の失墜による資金繰り破綻による事業廃止・上場廃止リスクをも惹起させて、レピュテーション・リスクの観点からも当社の企業価値及び株主価値の毀損をしております。

このような状況下で、ロイヤル観光社及び東拓観光社は、当社株式を買い進め、平成25年4月2日付で大量保有報告書及び大量保有報告書（変更報告書）を提出し、同月5日付「株主提案権の行使に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同月3日付でロイヤル観光社は取締役の選任等を求める株主提案権の行使を行いました。同月19日付「株主提案に対する当社の考え方に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同株主提案には「伊豆シャボテン公園等の不動産のほとんどを競売申し立てされており、貴社唯一の収益源であるレジャー部門の存続が重大な危機にさらされている」、「このままでは間もなく競売が完了してしまい、貴社の存続も上場の維持も不可能となり、すべての株主の利益を大きく損なってしまう」や「貴社の従来取締役らや今後貴社が推薦する取締役らでは、このまますすべもなく競売が完了してしまい、レジャー部門だけでなく貴社の存続が重大な危機に陥ってしまうこととなります。そこで、江口修司氏および吉村浩太郎氏が、有する練達な交渉能力を活かし、競売申立て会社と建設的な話し合いを通じ、貴社の存続および上場維持の可能性を大きくするものであります。」と記載があり、ロイヤル観光社の取締役である当該個人株主が支配するケプラム社がSPR社に対して不当に本競売申立てなど係争をしているにもかかわらず、ロイヤル観光社があたかも第三者の如く「貴社と貴社のすべての株主の利益のために全力で邁進しとりわけ火急の課題であるレジャー部門の存続のため」と称し株主提案を行っております。また同年5月18日付「新株発行差止等仮処分命令の申立てに関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、ロイヤル観光社及び東拓観光社は、本競売により金融機関からの借入が不能となったため事業継続のために必要不可欠な資金調達を行う目的で行った当社の新株発行に対して、新株発行差止等仮処分命令を申立てました。同仮処分事件の中で、ロイヤル観光社及び東拓観光社は、証拠書類として、他4社と締結した前述の株主提案に賛同し第38期定時株主総会において議決権行使する旨の合意書を提出しております。なお、当該合意書には、ロイヤル観光社及び東拓観光社含め全6社の保有株式総数は645万株、議決権比率は30.49%である旨が記載されておりますが、同社らより大量保有報告書（変更報告書）は提出されておられません。

同月28日付「新株発行差止等仮処分命令の申立て却下に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同仮処分事件は却下されており、同月29日付「新株発行差止等仮処分命令の申立ての却下決定に対する即時抗告に関するお知らせ」及び同月31日付「新株発行差止等仮処分命令の申立ての却下決定に対する即時抗告の棄却決定に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同仮処分の却下決定に対する即時抗告も棄却されております。その後、同年6月26日開催の第38期定時株主総会において、同株主提案は否決されております。

平成26年5月20日付「株主による新株式発行の差止仮処分の申立てに関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社は、当社株主である上田和彦氏（以下「上田氏」という）より新株発行差止仮処分命令の申立てを受けました。同仮処分事件においても、ロイヤル観光社及び東拓観光社は他4社と共に、上田氏に賛同する旨の賛同書をそれぞれ提出しております。なお、当該賛同書は提出されておりますが、同社らより大量保有報告書（変更報告書）は提出されておられません。

同月27日付「株主による新株式発行の差止仮処分の申立て却下に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同仮処分事件は却下されており、同月29日付「株主による新株式発行の差止仮処分の申立て却下決定に対する即時抗告並びに即時抗告の棄却決定に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同仮処分の却下決定に対する即時抗告も棄却されております。なお、同月30日付「第三者割当による新株式発行の一部失権及び「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ」及び同年6月2日付「（追加）第三者割当による新株式発行の一部失権に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当該新株発行は「家族が不安がっており、非常に困惑している。」等の理由から、割当予定先から予定の払込がなされず、一部失権しております。

#### 4. 本申立てを行うに至った理由の要旨

当該株主グループは、自己の利益獲得のために、当該個人株主が支配するケプラム社によって、当社グループの中核子会社であるS P R社所有の対象不動産への本競売を行い、当社の企業価値を毀損し続け、S P R社による本訴においてケプラム社の状況が不利となるや否や、当該個人株主及び当該個人株主の親族らが経営するロイヤル観光社及び東拓観光社によって、当社の経営権を奪取し当該株主グループの不当な目的を達成することを画策しており、一連の当該株主グループの行為が権利濫用に該当することは明らかであると当社は考えております。

以上のことから、平成26年6月26日開催予定の当社第39期定時株主総会において、当該株主グループによる議決権行使を認めることは、当社株主全体の株主共同の利益が害されるおそれがあるため、今般、当社は本申立てを行いました。

#### 5. 本申立てを行った裁判所及び年月日

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| (1) 本申立てを行った裁判所 | 東京地方裁判所    |
| (2) 本申立てを行った年月日 | 平成26年6月11日 |

#### 6. 今後の見通し

当社は、当該株主グループの一連の行為が権利濫用に該当することは明らかであると認識しており、当社の全ての株主の皆さまの株主共同の利益のために本申立てを行いました。今後、本申立ての進捗に応じて、必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

本競売が報道されて以降、当社及びS P R社に対して、株主様、当社運営施設をご利用のお客様、取引業者様、伊東市及び伊豆半島にお住まいの地域住民の皆様から励ましの声をいただいております。おかげさまで平成26年3月期決算は売上高21億41百万円、営業利益24百万円、当期純利益93百万円となり、13年ぶりの2期連続営業利益の黒字化、3期連続の当期純利益の黒字化を達成いたしました。当社グループといたしましては改めて深謝するとともに、引き続き、一人でも多くのお客様に喜んでいただくため、伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園、伊豆四季の花公園、伊豆海洋公園ダイビングセンター及び伊豆高原旅の駅ぐらんぱるぼーとなど当社グループに関わる全てのステークホルダーの皆さまに貢献してまいります。

なお、本申立てによる当期の業績に対する影響は、現在精査中であり、確定次第、速やかに開示いたします。

以 上